

世田谷区発達障害支援基本計画 (素案)

平成27年11月

世田谷区

はじめに

調整中

目 次

第 1 章

- 1 . 計画策定の背景 2
- 2 . 区のこれまでの取り組み 3
- 3 . 計画の位置づけと期間 5
- 4 . 発達障害の定義と計画の対象 6
 - (1) 発達障害の定義 6
 - (2) 本計画における対象 7

第 2 章

- 5 . 支援の基本目標と基本的考え方 1 0
 - (1) 基本目標 1 0
 - (2) 基本的考え方 1 1
 - (3) 方向性 1 3

第 3 章

- 6 . 今後の施策展開 1 6
 - (1) 障害理解の促進 1 7
 - (2) 当事者本人への支援 1 9
 - (3) 保護者・家族への支援 2 4
 - (4) 関係機関への支援 2 6
 - (5) 相談支援体制の連携 2 8
 - (6) ライフステージを通じた支援 3 4

第 4 章

- 7 . 支援における中核的拠点の機能 4 0

第 5 章

- 8 . 計画の推進 4 4
- 9 . 資料編 4 6

第 1 章

1 . 計画策定の背景

区は、区政運営の基本的指針である「世田谷区基本計画(平成17～26年度)」において「配慮を要する子どもへの支援」を区政の最重要課題の一つに位置づけた。第1期「世田谷区子ども計画(平成17～26年度)」においても、「配慮を要する子どもへの支援」を施策の主要な柱立ての一つとし、配慮を要する子どもを地域社会全体で支えていくこととした。

平成19年6月、区は、知的、身体、精神の3障害に比べ、その取り組みが大きく遅れている発達障害児への支援を推進するため、保護者、学識経験者、支援機関、行政から構成される「要配慮児童支援基本計画検討委員会」を設置し、発達障害児支援の基本的な取り組みとして平成20年8月『発達障害児支援基本計画』を策定するに至った。

発達障害者支援法の制定から10年が過ぎ、「発達障害児支援基本計画」の策定から7年が経過する中、発達障害を取り巻く環境は大きく変化している。発達障害に対する認知度は高まり、障害の理解が進む中、発達障害の特性を背景とした生活のしづらさや困難さが、年齢、性別に関わりなく生活のあらゆる場面に存在していることが明らかとなってきた。区の取り組みも発達障害児の支援に留まらず、平成26年度から成人期の発達障害者に対する就労・自立に向けた支援を開始するなど拡充に努めてきた。

しかし、高校、大学世代や就労期の青年期における支援は、支援の谷間となっており、50歳代以降の中老年世代に対する支援も課題となっている。

一方、障害全般を取り巻く環境についても、障害者権利条約の批准に伴い、障害者差別解消法、障害者虐待防止法といった法制度が整備されてきている。

このような新たな支援課題や法整備への対応について、新たな支援計画の策定が必要となっていることから、「発達障害児支援基本計画」を見直し、新たに幼児期から成人期までの一貫したライフステージに対応した計画の策定を行うこととした。

2. 区のこれまでの取り組み

区は、平成17年3月に策定された第1期「世田谷区子ども計画」の重点項目である「配慮を要する子どもへの支援」に基づき、それまで支援の取り組みが遅れていた発達障害児に対する支援の検討を開始した。

検討にあたっては、学識経験者や支援機関職員、教育関係者、当事者などから意見聴取を行い、平成20年8月には、区の支援に対する方針をまとめた「発達障害児支援基本計画」を策定した。

平成21年4月、当時、全国的にも先駆的であった発達障害の支援に特化した支援機関である「世田谷区発達障害相談・療育センター」(げんき)(以下、「げんき」という)を開設すると同時に、「発達障害児支援基本計画」に基づいて「発達障害児支援実施計画」を策定し、具体的な取り組みを進めてきた。

実施計画では施策展開の基本要素を「早期発見・早期対応」「個別的継続支援」「相談から療育までの一貫した支援」「地域支援」の4点に定め、それぞれに取り組みを行ってきた。

「早期発見・早期対応」では乳幼児期の子どもを持つ保護者・家族に対する支援として、スクリーニング(1)によって発達障害を発見し、相談や支援に繋げるという発想で試行的な取り組みを行った。しかし、保護者の意見などから、「障害」に対する抵抗感があることや、支援者が「障害」を「発見」して専門機関に送るという手法では支援に繋がりにくい、ということが判明した。現在は、発達障害の特性によって起きる「要支援状態」に「気づく」という方向に転換しており、親子のあそびなどを通して保護者の子どもに対する理解を進めながら、必要があれば専門機関つなげるといった、いわば敷居の低い取り組みが行われている。

「個別的継続支援」では支援の途切れを防ぐ取り組みとして、発達障害支援相談員(発達支援コーディネーター)の配置や支援情報の引継ぎツールとしての「スマイルブック」の作成・配布、関係機関によるサポート会議の開催などに取り組んでいる。

「相談から療育までの一貫した支援」では平成21年4月に開設する世田谷区発達障害相談・療育センター「げんき」の機能を明らかにするとともに、役割について具体化した。げんきの開設以降、相談機能、地域支援機能とともに、当時不足していた療育機能についても実施している。

「地域支援」では、地域住民、保育園、幼稚園、新BOP（3）などの支援機関、及び保護者・家族等を想定して、げんきによる発達障害の理解促進、関係機関に対する巡回支援や研修による人材育成などに取り組んでいる。

さらに、これまでの発達障害児を対象とした支援の取り組みに加え、成人期の発達障害者に対する支援の必要性から、「相談支援」「居場所支援」「地域生活支援」「就労支援」をテーマとして、平成24年度を当初とする3年間の事業試行を経て、平成27年3月、専ら発達障害者を対象とした発達障害者就労支援事業「ゆに（UNI）」を開設した。現在、「ゆに（UNI）」では職業相談、就職準備支援、職場開拓、現場実習支援、職場定着支援、利用者の生活場面への支援などを行っている。

教育行政分野では、障害のある児童・生徒が増加している中、学校内外の支援体制を整え、障害のある児童・生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取り組みを支援するという視点にたち、一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その可能性を最大限に伸ばすための特別支援教育を推進してきた。

（ 1 ）スクリーニング

一定の判断によって対象を特定すること。

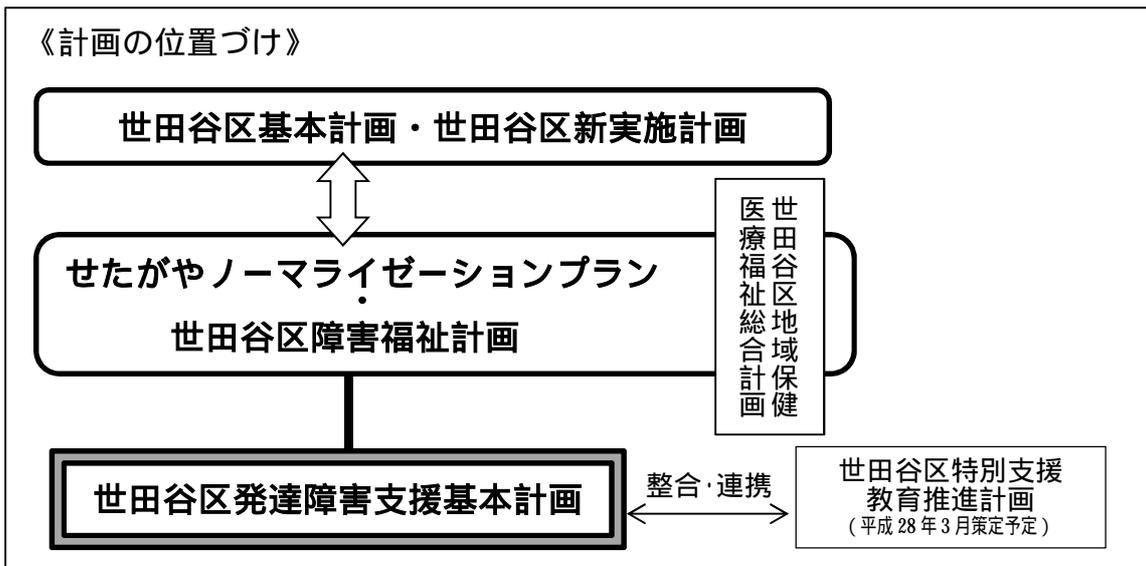
（ 2 ）新BOP

保護者の就労・疾病等により、放課後の保護・育成に当たれない家庭の児童を対象に、適切な遊びや生活の場を提供する「学童クラブ」と異なる年齢の子ども達と一緒に遊び、友達の輪を広げていくことで児童の健全育成をめざす「BOP」を統合したもの。区立小学校全校で実施。BOPは「Base Of Playing：遊びの基地」という意味。

3. 計画の位置づけと期間

本計画は、発達障害をめぐる環境の変化やこの間の取り組みにより明らかとなった新たな支援課題に対応するために、平成20年8月に策定した「発達障害児支援基本計画」(以下、前計画という)を改定するものであり、障害者基本法に基づく「せたがやノーマライゼーションプラン」及び障害者総合支援法に基づく「世田谷区障害福祉計画」との連携及び整合性を持つ計画である。

なお、前計画は、身体、知的、精神の3障害に比べ、支援の取り組みが遅れていた発達障害への支援を推進するため、発達障害に特化した支援計画として策定した経緯がある。本計画によって支援の取り組みが推進されることから、計画の期間は平成32年度までとし、それ以降は平成33年度以降に策定する次期「せたがやノーマライゼーションプラン」及び「世田谷区障害福祉計画」に統合させる。



《計画期間》

	平成28年	29年	30年	31年	32年	33年	34年	35年
世田谷区基本計画	平成26年度～35年度							
せたがやノーマライゼーションプラン (世田谷区障害者計画)	平成27年度～32年度					統合 ↑		
世田谷区障害福祉計画	平成27年度～29年度		平成30年度～32年度					
世田谷区発達障害支援基本計画	平成28年度～32年度							
世田谷区特別支援教育推進計画	平成28年度～29年度		平成30年度～33年度			調整計画		

4 . 発達障害の定義と計画の対象

(1) 発達障害の定義

発達障害の概念は、現在、学術的な分類や行政施策上の対象論、また当事者団体による主張など、立場により統一されていない。

脳検査などの客観的指標も確立しておらず、正確な診断は難しく、診断名が確定しないケースも多い。年齢や環境により表出する状態像は違ってくるので、診断された時期や医療機関によって、診断名が異なることも珍しくない。

法令上の定義

【発達障害者支援法】

第2条 この法律において「発達障害」とは、自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるものをいう。

【発達障害者支援法施行令】

第1条 発達障害者支援法（以下「法」という。）第二条第一項の政令で定める障害は、脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するものうち、言語の障害、協調運動の障害その他厚生労働省令で定める障害とする。

【発達障害者支援法施行規則】

発達障害者支援法施行令第一条の厚生労働省令で定める障害は、心理的発達の障害並びに行動及び情緒の障害（自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害、言語の障害及び協調運動の障害を除く。）とする

現在主に使用されている診断基準には、世界保健機関（WHO）が作成するICDと、米国精神医学会が作成するDSMの2つがある。発達障害は、ICDにおいては「精神及び行動の障害」、DSMにおいては「神経発達症群」に分類されている。

(2) 本計画における対象

発達障害は、前述のように法律や国際疾病分類で規定されてはいるが、身体障害や知的障害のように公の判定機関によって障害を確定し、手帳を交付するという仕組みがない。また、「スペクトラム」といわれる連続体の概念で表現されるように、「ここからが発達障害」という基準点がなく、障害なのか個性の範疇なのかがはっきりしないということを前提として、支援を考える必要がある。

以上の点から、支援の対象を想定する上で重要な視点は、「発達障害」の診断があるかないかではなく、その特性によって生活上の困難が生じているかどうかということになる。このことから、本計画の支援対象を「発達障害の特性によって生活上の困難が生じている区民」とする。

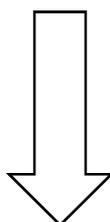
第 2 章

5 . 支援の基本目標と基本的考え方

(1) 基本目標

- 平成 2 7 年 3 月に策定された障害者基本法第 1 1 条第 3 項の規定に基づく「市町村障害者計画」としての「せたがやノーマライゼーションプラン」では基本理念を次のように定めている。

障害の有無に関わらず、誰もが住み慣れた地域で
自分らしい生活を安心して継続できる社会の実現



- このことを踏まえ、発達障害支援基本計画の基本目標を次のように設定する。

発達障害の特性がある区民が、住み慣れた地域で、
自分らしい生活を安心して継続できるよう支援する。

本計画に基づく支援の実施にあたっては基本目標の達成を目指して取り組む。

(2) 基本的考え方

ノーマライゼーション思想(1)の浸透により、我が国も「障害者権利条約」(2)を批准し、そのための法整備に伴って、障害者を取り巻く環境は大きく変わりつつある。このような中で基本目標に沿って支援を考えると、重要となるのは「障害」に対する捉え方である。

従来は、世界保健機関(WHO)が1980年に定めた「国際障害分類」(ICIDH)の考え方で、障害を捉え、支援が組み立てられていた。

この国際障害分類は「機能障害」が「能力障害」を起こし、結果としてそれが「社会的不利」になるという考え方である。

例えば、両腕の欠損という「機能障害」があった場合、物が持てない、字が書けないといった「能力障害」を起こし、その結果仕事に就けないといった「社会的不利」が生じるという考え方である。

そこで行政は、社会的不利を軽減させるために、手当や、助成、免除、家事援助等のサービス支給を支援の中心として対応してきた。

しかし、このような捉え方では「機能障害」がなければ「能力障害」も「社会的不利」も起きないのだから、「機能障害」が改善されない限り「社会的不利」は根本的に解決されないという批判が相次ぎ、2001年、世界保健機関(WHO)はこのような障害を分類することを見直し、新たに「国際生活機能分類」(ICF)という考え方を採択したのである。

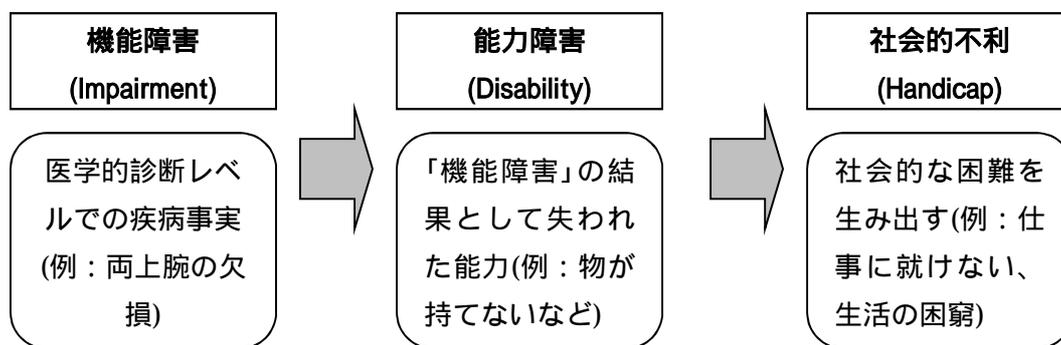
「国際生活機能分類」(ICF)は、障害の有無でなく「生活のしにくさ」に着目し、その人の「心身機能・身体構造」「活動」「参加」を軸に据え、それらが「健康状態」「環境因子」「個人因子」と相互に作用しあっている状況を明らかにすることで「その人を総合的、多面的に理解しよう」とする考え方である。

つまり、「障害」は本人が持っているものではなく、本人と社会生活の間に存在することになり、社会環境を整備することで、障害とされていたことが障害ではなくなることを意味する。

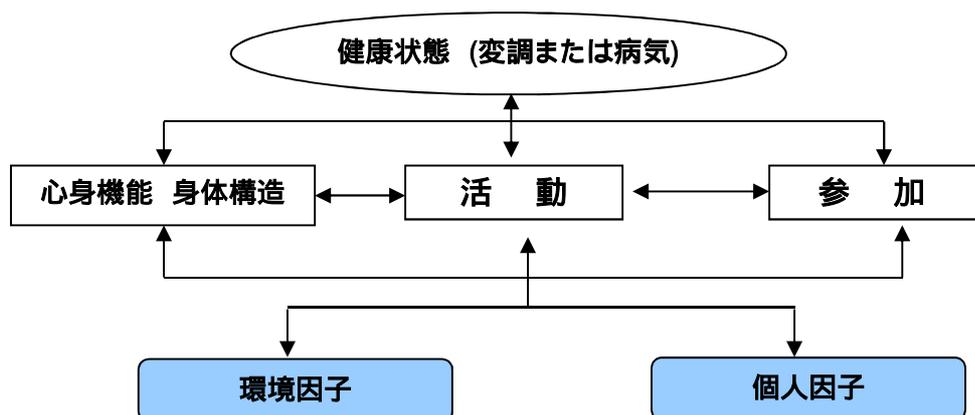
発達障害は脳機能の偏りであり、コミュニケーションや想像力など、社会生活に不可欠な部分に困難がある場合が多く、従来の国際障害分類の考え方では適切な支援は困難である。

そこで、本計画における支援の検討にあたっては、「国際生活機能分類」(ICF)の考え方に基づいて行うこととする。

国際障害分類（ICIDH） 1980年 WHO



国際生活機能分類（ICF） 2001年 WHO



(1) ノーマライゼーション

障害者や高齢者など社会的に不利を受けやすい人々が、社会の中で他の人々と同じように生活し、活動する社会こそが本来のあるべき姿という考え方のこと。

(2) 障害者権利条約

障害者の人権及び基本的自由の享有を確保し、障害者の固有の尊厳の尊重を促進することを目的として、障害者の権利の実現のための措置等について定める条約。我が国は平成26年1月に条約を批准した。

(3) 方向性

前計画の策定時点では、発達障害者の置かれている状況や支援ニーズが十分に明らかとなっていなかったが、計画策定から7年が経過し、様々な取り組みによりそれらが明らかとなってきた。

そこで本計画では、この間の取り組みに基づき前計画を再評価し、改めて以下の方向性に基づいて支援の取り組みを構築することとする。

「早期に必要な支援につながるることができる支援」

発達障害の特性によって、年齢、性別に関わりなく生活のあらゆる場面で生活のしづらさに直面することがある。適切な対応や支援につながらないままその状況を放置すると、いじめや対人関係の不調などから、ひきこもりや不就労、精神的疾患の発症などといった二次的な障害に至ってしまうことも少なくない。支援が必要となった時点で少しでも早期に必要な支援につながれることが、支援が困難な状態に陥ることを防ぐことにもつながることから、必要な時に必要な支援に早期につながれることが重要となる。

支援につながる入り口は「相談」であるが、必ずしも発達障害に特化した相談主訴だけでなく、生活困窮や就労などを主訴としながらもその背景に発達障害の特性があることも少なくない。

現在、区民の相談に対応する機関は多種多様に存在しているが、それらの相談機関が相互に連携し、相談者が必要な支援にたどり着けるよう取り組んでいく必要がある。

「当事者・家族の困り感(1)に寄り添う支援」

発達障害は見た目ではわかりづらく、その言動から本人の努力不足の問題とされてしまうなど、誤解を受けやすく、支援の必要性について周囲の理解を得にくい状況がある。家族もまた保護者の育て方の問題などと誤解され周囲から孤立することも少なくない。

このようなことから、当事者・家族の立場に立ち、当事者・家族が持つ生活上の困り感に寄り添った支援が必要となる。そのためには、様々な支援活動などを通じて、当事者・家族のニーズを把握し、必要な支援につなげるとともに、新たな支援の構築を行う必要がある。

「地域で適切な合理的配慮(2)を受けることができる支援」

住み慣れた地域で自分らしい生活を安心して継続するためには、日常生

活における「合理的配慮」が不可欠である。

そのためには、地域社会など、日常生活で当事者に関わる全ての人に対し、障害特性の説明や、どのような合理的配慮が必要なのかについて理解をすすめる必要がある。

さらに、地域で当事者・家族が関わる機関が適切な対応や合理的配慮を行えるよう、職員の人材育成や機関運営に対するバックアップを行う必要がある。

加えて、本人の特性や、適切な関わり方などについての専門的なアセスメント内容を保護者や地域で当事者・家族が関わる機関にフィードバックしていくことが必要である。

「ライフステージを通じた支援」

幼児期から成人期に至るすべてのライフステージを通して継続的に支援を受けられることが必要である。

(1) 困り感

原因や理由がはっきりしない困難さを抱えているが、自分ひとりでは上手く解決できず、戸惑いを感じている状態。

(2) 合理的配慮

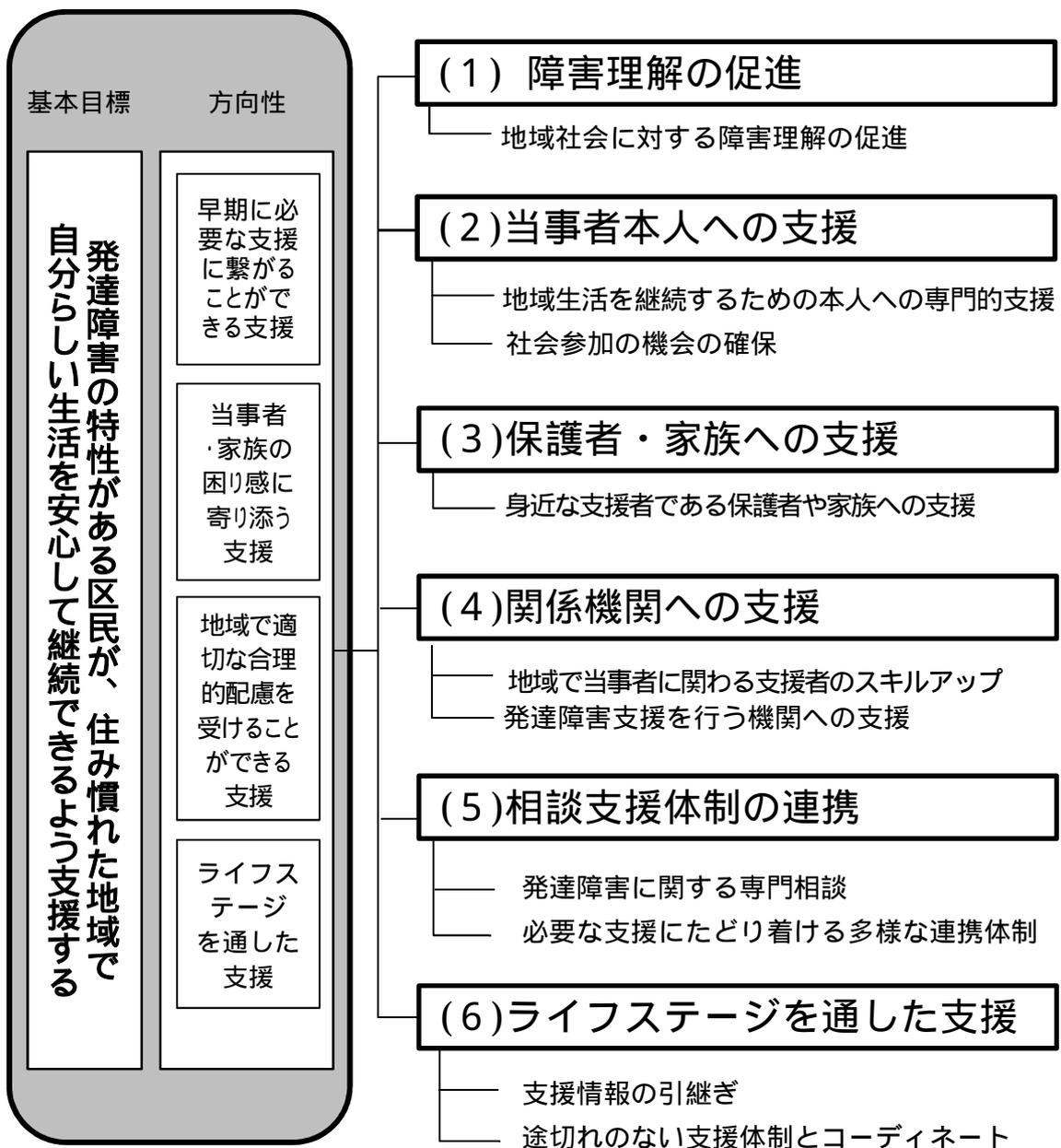
障害者が日常生活や社会生活を送る上で状況に応じて行われる配慮。筆談や読み上げによる意思疎通、車椅子での移動の手助け、学校・公共施設等のバリアフリー化など、過度の負担にならない範囲で提供されるべきもの。

第 3 章

6 . 今後の施策展開

「発達障害支援基本計画」の基本目標、基本的考え方、支援の方向性に基づき、6つの項目を設定し、以下のように今後の施策展開をまとめた。

【支援体系図】



(1) 障害理解の促進

発達障害は、見た目では本人の持つ困難な状況がわかりにくく、その言動から時に、本人の努力不足や保護者の育て方が原因との誤解が生じやすい。周囲の不理解や誤解により投げかけられる言葉や行動は、時として当事者や家族に大きな傷跡を残し、残りの人生に多大なる影響を与えかねない。

こうした不理解や誤解を招かぬよう、発達障害そのものの理解に加え、生活の困難さに対する支援の必要性や障害の有無に関わりなくすべての人が共生する社会の実現に向けた理解の促進を、広く地域社会や関係機関の職員に対して進めていく。

地域社会に対する障害理解の促進

【現状と課題】

- ・発達障害の理解に関するリーフレットを3歳児健診通知や4歳6か月児のいる全家庭に対し送付するとともに、「げんき」では、公共施設等へのポスターの掲示や広報誌「Gプレス」の発行、講演会・シンポジウムを開催するなど、障害理解啓発の取り組みを実施している。こうした取り組みにより「発達障害」という名称については一定程度認識が広まってきた。今後は、名称だけでなく、発達障害の当事者が生活上で抱える困難などについて、当事者からの発信も含め、地域での生活のために周囲が行うべき配慮など、より具体的な理解を進めていく必要がある。
- ・地域で子どもを育てる保護者を対象に、子どもの発達に対する理解や関わり方について学ぶ機会として、「げんき」のスタッフが保育園や幼稚園、学校など地域の施設に出向いて行う「出前型ミニ講演会」を開催している。身近な地域で実施することにより参加がしやすく、多くの保護者に利用されている。
- ・発達障害者就労支援センター「ゆに (UNI)」(以下、「ゆに (UNI)」という) では、障害者雇用を進める企業等に対し、発達障害理解のため研修会を実施するなど、発達障害者の雇用先の拡大のため理解啓発の取り組みを進めている。今後の障害者雇用率(1)の引き上げに対応するため、企業等に対する理解啓発を強化していく必要がある。
- ・行政上の手続きに対する説明などについて、障害者差別解消法(2)に基づく合理的配慮が義務化されることに伴い、行政内部に対する障害理解啓発の取り組みが求められている。

【今後の方向性】

- ・発達障害を理由とした差別をなくすとともに、合理的配慮を受けながら住み慣れた地域で自分らしい生活が送れるよう、地域社会に対する障害理解促進を充実する。
- ・子育て世代の保護者に対し、身近な地域で子どもの発達や関わり方などについて学べる機会を充実する。

【主な取り組み】

- ・当事者の困難さや必要な配慮についての理解が広がるよう、「げんき」等による理解啓発の取り組みを充実する。
- ・区民や企業など誰もがより身近で気軽に参加できる理解啓発やふれあいの機会を確保する。
- ・行政内部に対する障害理解を進め、適切な合理的配慮が行えるよう取り組む。
- ・ライフステージを通して地域で安心して生活が継続できるよう、発達障害者の雇用に対する理解啓発を充実する。

主な事業展開：出前型ミニ講演会の充実、理解啓発誌の発行、ポスター掲示、3歳児及び4歳6ヶ月児に対する発達相談案内の配布、企業向け研修会の実施、講演会・シンポジウムなど障害理解啓発事業の充実、ICT（3）の活用による理解啓発の充実、ボランティア養成講座の実施・区民向け講座の開催、区職員を対象とした啓発・研修の実施

（ 1 ）障害者雇用率

雇用促進法に基づく、従業員50人以上の企業に義務付けられた障害者の雇用率。現在は2.0%とされている。

（ 2 ）障害者差別解消法

「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」の通称。障害者基本法の基本理念に沿って、障害を理由とする差別を解消するための措置について定めた法律。

（ 3 ）ICT

情報・通信に関する技術の総称。Information and Communication Technologyの略。

(2) 当事者本人への支援

発達障害による特性は、言わばその人の個性であり、その人らしさである。こうした特性は、しばしば本人の「弱み」として着目され、本人への支援にあたっては、「弱みを克服する」と言った視点に立ってしまうことが少なくない。

しかし、こうした特性は、周囲が正しく理解し、見方を変えることにより、「強み」として捉えることもできる。例えば、「興味関心に偏りがある」、「空気が読めない」と言った特性も、視点を変えれば「ひとつの物事に注意深く取り組める」、「周りに流されない」といった「強み」として捉えることが可能になる。

本人への支援にあたっては、「弱みを克服する」のではなく、「その人らしさ」を尊重し、「強みを活かし、地域で自分らしく生きる」といった視点で取り組む必要がある。

また、発達障害は生来的な脳機能の障害であり、合理的配慮などによって一時的に生活上の困難が軽減されることがあるが、その特性が改善したわけではなく、環境の変化などにより新たな支援課題が出てくることも想定する必要がある。

地域生活を継続するための本人への専門的支援

【現状と課題】

- ・「げんき」では、18歳未満の児童を対象とした療育を実施しているが、利用希望者が多く、ひん度や利用期間の制限をせざるを得ない状態であり、受け入れ枠の拡大が課題となっている。一方、療育など本人に対する支援だけでは問題解決に至らないため、障害理解促進や関係機関への支援も拡充が求められており、前述のとおり民間の療育機関も増える中で行政と民間の役割分担が課題となっている。
- ・加算制度の充実などにより、療育等を行う民間の障害児通所支援事業所(1)は増加してきているが、適切なアセスメントに基づく支援が行なわれない事業所があるなど、質の確保が課題になっている。
- ・障害のある児童・生徒の就学先は、区立小学校・中学校における通常の学級や特別支援学級(固定学級・通級指導学級)や、都立の特別支援学校など、多岐にわたる。また、東京都は、発達障害のある児童の支援を充実するため、平成28年度から準備が整った市区町村から全ての小学校に「特別支援教室」を設置する方針を示しており、配慮を要する児童・

生徒の教育的ニーズに応えるため、教育現場に携わる人が発達障害についての知識や理解を深め、学習指導、生活支援の体制をさらに充実させることが求められている。

- ・高校・大学世代は、支援の谷間となっており、幼児期など早期に支援に繋がっていても、義務教育終了後に支援が途切れてしまうケースが少なくない。大学等で不適應を起こし、不登校や退学などからひきこもりに至るケースも多く、対策が課題となっている。
- ・せたがや若者サポートステーションと連携し、発達障害的な特性による生きづらさを抱える若者に対し、自己認知促進プログラム「みつけば！」を実施している。生きづらさを抱える若者の中には発達障害的な特性のある方が多く含まれることから、今後もこうした取り組みの拡充が必要である。
- ・成人期の当事者に対し、「ゆに（UNI）」では就労・自立に向けた支援を実施し、それまで就労に繋がらなかつた当事者が就労につながるなど、一定の成果を挙げている。今後、就職者が増加した場合、就労定着支援や居住支援といった支援の需要が予想されるとともに、一般就労に至らない方々に対する、福祉的就労の場の確保も必要となる。

【今後の方向性】

- ・障害者総合支援法及び児童福祉法に基づく通所支援事業については、可能な限り民間活力を活用していく。一方、法に基づかない独自の事業については、行政の責任において実施するとともに、民間事業者の取り組みについても側面的な支援を行う。
- ・ライフステージを通じて安心して地域での生活を送れるよう支援する。
- ・「せたがやノーマライゼーションプラン」の基本理念の一つである「共生社会」の形成に向け、教育行政分野では、インクルーシブ教育システムの構築の視点から、特別支援教育（ 2 ）の更なる推進を図る。

【主な取り組み】

- ・障害児通所支援の内容の充実を図るため、民間事業者が運営する障害児通所支援事業所に対する支援を行う。
- ・支援の谷間となっている高校・大学世代に対し、社会的自立に向けた準備が行える取り組みを進める。
- ・発達障害の特性により困難を抱える若者に対し、自らの特性への理解を促す取り組みを拡充する。
- ・平成28年度より全ての区立小学校に「特別支援教室」を設置し、在籍校において発達障害などの児童に対する支援の充実を図る。

- ・平成28年度からの「世田谷区特別支援教育推進計画（平成28年3月策定予定）」に基づき、通常の学級における支援の充実や特別支援学級の整備、教育支援チームの充実等、学校内外の支援体制の充実に計画的に取り組む。

主な事業展開：障害児通所支援施設への支援の実施（再掲）、特別支援教育の充実、若者支援関係機関等との連携、社会的自立に向けた準備の機会の創出、自己認知プログラム「みつけば」の拡充

（ 1 ）障害児通所支援事業所

児童福祉法に基づく通所支援施設。就学前の障害児を対象として日常生活における基本動作の指導、独立自活に必要な知識技能の付与、集団生活への適応訓練を行う児童発達支援事業と就学中の障害児を対象とした放課後等デイサービスがある。

（ 2 ）特別支援教育

障害のある児童・生徒の自立と社会参加を支援するため、日常生活や学習上の困難を改善または克服するよう、適切な指導や必要な支援を行う教育。

《特別支援教育の推進体制》

調 整 中

社会参加の機会の確保

【現状と課題】

- ・放課後等デイサービスなどの放課後の居場所の拡充が求められている。
- ・新BOP（BOP・学童クラブ）では、放課後の居場所として安心して過ごせる場所を提供しているが、希望者が増加している。
- ・若者総合支援センターでは、生きづらさを抱える若者に対する居場所の提供を行なっている。生きづらさの原因には発達障害的な特性がある方も多いことから、特性に配慮し、当事者が安心して社会参加できる機会が必要である。
- ・発達障害者の社会参加の機会を増やすため、社会参加を支えるボランティアの養成講座を行なっている。講座受講者の自主的な活動により、多様な社会参加の機会は増えてきており、今後もこうした取り組みの充実が求められている。
- ・「ゆに（UNI）」の相談者の中には、就労経験が極端に少ない、又は就労経験のない、いわゆるひきこもり状態にある中高年齢者の相談が寄せられることが少なくない。ひきこもり期間が長期に及ぶと支援が困難な状態になることから、予防のための取り組みが必要である。
- ・生活困窮者自立相談支援センター「ぷらっとホーム世田谷」では生活困窮者自立支援法に基づき、生活困窮の状態にある子どもや成人に対する居場所機能の提供を行っており、今後拡充していく必要がある。
- ・あんしんすこやかセンターにおける介護保険の相談の中に、高齢の親と同居する50歳代、60歳代の中高年のひきこもりケースが出てきており、今後は成人期の支援の中でも50歳代以降の支援について検討する必要がある。

【今後の方向性】

- ・発達障害のある区民が安心して過ごすことができる日中活動の場の確保に取り組む。
- ・ライフステージや状態に応じた社会参加が図れるよう、多様な社会参加の機会の確保に取り組む。

【主な取り組み】

- ・障害児通所支援の拡充など、配慮が必要な子どもの日中活動の場の充実を図る。
- ・発達障害者の多様な社会参加の機会を確保するため、ボランティアの養成

を進める。

- ・社会生活からの孤立やひきこもりを防ぐため、ライフステージを通して社会参加が果たせる機会を提供する。

主な事業展開：放課後等デイサービスの拡充、ボランティア養成講座の充実、中高年世代の居場所支援の実施、生活困窮の子ども支援の実施、若者支援関係機関等との連携（再掲）

(3) 保護者・家族への支援

発達障害は本人の生活だけでなく、保護者や家族の生活にも様々な影響を与える。発達障害の特性は理解されにくく、本人の努力不足や育て方の問題と誤解されやすいことから非難され、保護者や家族が周囲から孤立することも少なくない。

社会生活の不適応、不登校、ひきこもり、不就労といった当事者本人の状況によって保護者、家族は常に適切な関わり方や対応を求められている。当事者に一番身近で最大の理解者、支援者である保護者・家族が、その役割を果たし、当事者の特性や生きづらさを理解し、支えていけるように支援する。

身近な理解者、支援者である保護者・家族への支援

【現状と課題】

- ・「げんき」では、保護者、家族の交流を目的とした懇話会及び家族向けのストレスマネジメントの連続講習会を実施しているが、対象が同施設の通所事業利用者の保護者に限られており、対象の拡大が求められている。
- ・子どもの発達に不安を抱える保護者に対し、子育てスキルの向上や子どもの発達への気づき、保護者の孤立防止を目的とした発達支援親子グループ事業を実施している。グループの実効性も高く、参加を希望する保護者も多いことから、事業の拡充が求められている。
- ・スマイルブック(1)作成のための講習会は、保護者同士が子育てに関する悩みを共有し、情報交換する機会ともなっており、今後はさらなる保護者同士の交流の機会の拡充が求められている。

【今後の方向性】

- ・子どもの発達に不安を抱える保護者が周囲から孤立しないよう、保護者同士の交流の機会を確保する。
- ・保護者が、子どもの発達を正しく理解できるよう、学習の機会を確保する。

【主な取り組み】

- ・子どもの発達についての学びや気づきを促すため、「げんき」による保護者支援の取り組みを充実する。
- ・障害の有無に関わらず、子どもの発達に不安を抱える保護者が、気軽に支

援につながれるよう、子育て支援の拡充を図る。

- ・保護者同士が情報交換を行うことで将来の見通しを持つことができるよう、保護者同士による自助活動グループの結成・運営に向けた支援を行う。

主な事業展開：保護者交流会の拡充、保護者向け学習会の拡充、発達支援親子グループ事業の拡充、自助グループに対する支援の実施
--

(1) スマイルブック

支援情報が途切れることなく引き継がれるよう、子どもの特徴や関わり方、支援方法などを保護者が記録・保管するために区が作成した冊子

(4) 関係機関への支援

保育園、幼稚園、学校など日常生活に関わる機関の職員が、発達障害の特性を正しく理解し、適切な配慮や支援を行うことができれば、当事者の抱える生きづらさや困難を改善することができる。

当事者が安心して自分らしく生活できるよう、当事者に関わる支援者に対し、障害特性への理解を促すとともに、適切な対応や配慮が行なえるよう取り組む。

地域で当事者に関わる支援者のスキルアップ

【現状と課題】

- ・「げんき」では、保育園、幼稚園、新BOPに対し、障害特性や当事者本人の困り感に対する理解、支援計画の策定方法などに関する人材育成研修や、特性のある児童への関わり方や環境調整などについて助言を行う巡回訪問を実施している。こうした取り組みにより、職員の対応スキルの向上といった一定の効果がみられている。今後は、増え続ける保育児童施設や高校、大学を含む教育機関など、人材育成や巡回訪問の対象施設の拡大が求められている。
- ・教育相談室では、区立小・中学校及び幼稚園に対し、学校支援「校外アドバイザー」として心理の専門家による校内研修会や事例検討会の講師、子どもの行動観察に基づく助言、校内委員会での助言などの支援を行なっている。
- ・「げんき」では希望する小・中学校に対し、専門職を講師として派遣し、発達障害に対する理解や対応の仕方などについての講演を行っている。
- ・合理的な配慮をより一層進めるため、学校に対する更なる支援の取り組みが必要となっている。

【今後の方向性】

- ・当事者の地域における参加や活動の機会を確保するため、日常生活に関わる機関への支援を通じて地域の支援力の向上に取り組む。

【主な取り組み】

- ・発達障害特性のある区民が、適切な配慮を受け、安心して地域生活が送れるよう、日常生活に関わる機関に対する支援の取り組みを充実する。
- ・福祉と教育が連携し、発達障害特性のある子どもが、学校生活において適

切な配慮を受けられるよう、学校に対する支援を充実する。

主な事業展開：日常生活に関わる機関の職員研修や巡回支援の拡充、福祉と教育が連携した小・中学校に対する支援の充実、高校、大学等への支援の実施

発達障害支援を行う機関への支援

【現状と課題】

- ・民間の障害児通所事業所は増加しているが、発達障害の特性に対する理解や対応スキル（ 1 ）などの質の確保が課題となっている。

【今後の方向性】

- ・民間が行う児童発達支援事業及び放課後等デイサービスにおける処遇水準の向上を目指す。

【主な取り組み】

- ・民間の障害児通所事業所に対し、発達障害の特性理解や対象者への対応等についての技術的な支援を実施する。

主な事業展開：障害児通所事業所の人材育成や巡回支援の実施

（ 1 ）スキル

技能。熟練した技術。

(5) 相談支援体制の連携

相談は支援の入り口であり、相談者のニーズや困り感を的確に捉え、その後の支援を実施する上で、重要な役割を果たすものであり、「いつでも」「誰でも」「身近なところで」「気軽に」受けられることが重要である。

発達障害に関する相談では、障害に対する自己認知や課題の整理が進まず、漠然とした不安や生きづらさを抱えていることも少なくない。相談者の困り感に寄り添うとともに、当事者の特性や周囲の環境などの課題を明確化した上で、地域生活へ反映していく相談支援が必要となる。しかし、このような専門相談は敷居が高く、障害の自己認知がない場合や障害に対する抵抗感が強い場合などは相談に繋がりにくいことから、あんしんすこやかセンター(1)や障害者相談支援事業所(2)、就労支援センター(3)、世田谷若者総合支援センター(4)生活困窮者自立相談支援センター「ぷらっとホーム世田谷」(5)といった多様な相談機関との連携体制が必要である。

発達障害に関する専門相談

【現状と課題】

- ・「げんき」では、当事者・家族や関係機関から発達障害に関するあらゆる相談に対応している。相談は電話での対応の他、来所による相談を行っており、必要に応じて発達検査などを通じ特性に関するアセスメントを行っている。発達障害による困り感は、地域での生活のあらゆる場面に現れることから、こうしたアセスメントの結果を地域生活に直接反映させるための取り組みが求められている。
- ・敷居の低い相談を目指し、「身近で気軽な」相談が受けられる取り組みが必要である。
- ・子どもの発達に不安を抱える保護者等が、より身近な地域で相談に繋がることのできるよう、各地域の子育てステーションに「発達相談室」を設け専門相談を実施している。必要に応じて「げんき」の作業療法士(6)や言語聴覚士(7)などの専門職を活用しているが、相談機能の強化のため、より一層の連携が必要である。
- ・「ゆに(UNI)」が行っている相談の中には、「就労」を切り口としながらも社会参加に関する場や生活困窮、医療など様々な要素が混在した訴えが寄せられることが多い。それらのニーズに関する各機関の連携及び役割の

明確化が課題となっている。

- ・障害支援担当ケースワーカー及び発達障害支援相談員（発達支援コーディネーター）が、子どもの環境や状態に合わせ、支援情報の引継ぎや共有、支援機関に関する情報提供など、支援のコーディネートを行なっている。今後もこうした取り組みを充実させていく必要がある。

【今後の方向性】

- ・当事者、家族の悩みに寄り添うとともに、問題解決に向けた見通しを持ち、本人の特性や状態に合わせた相談支援を実施する。
- ・専門的なアセスメントにより課題等を明確化するとともに、地域生活場面へのフィードバック（ 8 ）を行う。
- ・発達障害の特性を持つ利用者が利用する多様な相談機関が連携して支援できる体制を構築する。
- ・支援情報の引継ぎや共有、情報提供など、ライフステージを通じた支援のコーディネート（ 9 ）を行う。

【主な取り組み】

- ・相談支援によりアセスメントされた特性や配慮内容を、当事者の日常生活に関わる機関や支援機関等へフィードバックするなど、「げんき」の相談機能を強化する。
- ・「発達相談室」の相談機能を強化するため「げんき」との連携を進める。
- ・「げんき」が中心となり、発達障害の特性を持つ利用者が利用する相談機関との連携を図る。
- ・発達障害者の就労・自立を進めるため、「ゆに（UNI）」の相談を充実する。
- ・支援情報の引継ぎや共有、支援機関に関する情報提供などが、ライフステージを通して行えるよう、発達障害支援相談員（発達支援コーディネーター）の取り組みを充実する。

主な事業展開：発達障害に関する専門相談の拡充、出張相談の実施、多様な相談機関との連携、個別的継続支援事業の充実

必要な支援にたどり着ける多様な連携体制

【現状と課題】

- ・子どもの発達への不安や育てにくさを抱える保護者に対し、乳幼児健康診査や発達・発育相談及び養育相談、発達支援親子グループ事業を実施し、必要に応じて総合福祉センターや「げんき」などの専門支援につなげている。しかし、保護者の障害受容や、支援が必要な状態であることへの受け止めが十分でないため専門支援につなぐに困難なことから、保護者との信頼関係を築くとともに、受容や気づきを支えるための十分なフォロー体制の整備が課題となっている。
- ・児童館やおでかけひろば等の子育て支援施設では、日々の活動を通し、子どもの発達に関する保護者からの相談が寄せられるが、職員の知識や対応スキルアップ、専門相談機関との連携の強化が必要である。
- ・学校への適応が困難な児童に対し、教育相談室（ 10 ）やスクールカウンセラー（ 11 ）等による相談を行なっている。また、総合教育相談室にはスクールソーシャルワーカー（ 12 ）を配置し、福祉的な課題のある児童・生徒や保護者に対し、関係機関との連携・調整を行うなどの支援を実施している。今後はさらに、こうした取り組みを充実させるとともに、福祉と教育がより連携した支援を図る必要がある。
- ・世田谷若者総合支援センター「メルクマールせたがや」では、生きづらさを抱える若者に対する相談支援等を実施しており、また生活困窮者自立相談支援センター「ぷらっとホーム世田谷」では、生活困窮者や生活保護受給者に対する就労支援等を行っている。生きづらさや生活困窮の原因には発達障害的な特性があるものの、本人に気づきがないケースも少なくなく、「ゆに（UNI）」や「げんき」などの専門相談とのより一層の連携が必要である。
- ・基幹相談支援センター（ 13 ）や、地域障害者相談支援センター（ 14 ）指定障害相談支援事業所（ 15 ）では障害に関する相談対応を行なっている。また、各地区のあんしんすこやかセンターでは、区民の「あらゆる困りごと」への相談対応を行なっており、センターに持ち込まれる相談の中には、80歳代の高齢者の相談で訪問してみると50代、60代のひきこもりの息子や娘がいるケースが出てきている。今後は、これらの多様な相談機関における発達障害の理解をさらに進めるとともに、必要な専門支援に繋がれるよう連携体制の構築が必要である。

【今後の方向性】

- ・子育てや教育、若者、就労、生活困窮者などの多様な相談場面において、困りごとの背景に発達障害の特性がある場合が多いことから、相談者が必要な支援にたどり着けるよう、専門相談と多様な相談支援機関との連携の強化が必要である。

【主な取り組み】

- ・発達障害の特性を持つ相談者がスムーズに必要な支援にたどり着くことができるよう、「げんき」を中心とした連絡会議の開催や多様な各種相談機関等への発達障害の理解促進を図り、多様な相談機関との連携体制を構築する。
- ・幼児期の保護者不安に寄り添い、子どもの発達への気づきや受容を促すとともに、専門支援や日常生活場面と連携した支援が行なえるよう、フォロー体制を拡充する。
- ・必要な支援にたどり着けるよう、あんしんすこやかセンターの相談や社会福祉協議会が進めている地域の見守りの取り組み、民生委員・児童委員等との連携を図る。

主な事業展開：多様な相談機関との連絡会議等の開催、母子保健相談、談乳幼児健診後のフォローグループの整備・拡充、発達支援親子グループ事業の拡充、おでかけひろばの実施、養育相談の実施、乳幼児健康診査の実施、学校における教育相談の充実、社会福祉協議会との連携、あんしんすこやかセンターとの連携、民生委員・児童委員等との連携

- (1) あんしんすこやかセンター
 - 世田谷区における地域包括支援センターの名称「総合相談・支援」「介護予防ケアマネジメント」「包括的・継続的ケアマネジメント」「権利擁護」の4つの機能を持つ。
- (2) 障害者相談支援事業所
 - 障害者総合支援法に基づく障害に関する相談支援を行う事業所。「基本相談」「サービス等利用計画の作成」を行う「指定特定相談支援事業所」、地域移行、定着を行う「指定一般相談支援事業所」、障害児の相談支援、通所計画を行う「指定障害児相談支援事業所」がある。
- (3) 就労支援センター
 - 若者や障害者を対象とした就労斡旋、職場定着などの就労支援を行う支援セン

ター

- (4) 世田谷若者総合支援センター
平成26年9月に開設した世田谷区の施設。「世田谷若者サポートステーション」「ヤングワーク世田谷」「メルクマールせたがや」が合体し、就労支援やひきこもりへの支援などを行っている。
- (5) 生活困窮者自立相談支援センター「ぷらっとホーム世田谷」
生活困窮者自立支援法に基づき、平成26年4月に開設した世田谷区の施設。あらゆる生活困窮に対する相談に応じる他、就労相談、居場所の提供などを行っている。
- (6) 作業療法士
厚生大臣の免許を受けて作業、運動、レクリエーションなどの活動を通じてリハビリテーションを行う専門職。
- (7) 言語聴覚士
言語発達の遅れ、失語症、聴覚障害などに対する機能訓練、カウンセリングを行う専門職。
- (8) フィードバック
結果に含まれる情報を原因に反映させ調節をはかること。
- (9) コーディネート
仕事の流れを円滑にするよう調整すること。地域活動においては地域内の施設、機関、団体間を総合的に調整すること。
- (10) 教育相談室
学校や社会等への適応困難を示す児童・生徒への心理的な援助や保護者からの教育に関する相談に対し、援助助言を行う世田谷区の機関。総合教育相談室の他、教育相談分室が設置されている。
- (11) スクールカウンセラー
いじめや不登校などの児童・生徒の問題行動、学校不適応等の解決に当たる職員。小中学校全校に配置している。
- (12) スクールソーシャルワーカー
福祉的課題のある児童・生徒や家庭の環境に働きかけ、関係機関との連携・調整を行い児童・生徒とその保護者及び学校支援を行う職員。社会福祉士などの資格を有する。
- (13) 基幹相談支援センター
障害者総合支援法に基づき区が設置。障害に関する相談支援のほか障害者相談支援事業者の統括、連絡調整、人材育成などを行っている。
- (14) 地域障害者相談支援センター
各総合支所管内に区が設置したセンター。相談支援のほか、管内の相談支援

事業者に対するバックアップ等を行っている。

(15) 障害児通所支援事業所

児童福祉法に基づく通所支援施設。就学前の障害児を対象として日常生活における基本動作の指導、独立自活に必要な知識技能の付与、集団生活への適応訓練を行う児童発達支援事業と就学中の障害児を対象とした放課後等デイサービスがある。

(6) ライフステージを通じた支援

幼児期から就学期など、ライフステージが移る際に、それまでに支援に関わる関係機関で蓄積された支援内容を次のライフステージに関わる支援機関に引き継ぐ事によって、支援が継続されるとともにより有効な支援にすることができる。

また、複数の支援機関が関わっているケースにおいて、より重層的な支援を行えるよう、情報の共有や支援の調整などのコーディネートに取り組む。

支援情報の引継ぎ

【現状と課題】

- ・ライフステージの移行に伴う支援機関の変更時等にそれまでの支援内容が活かされるよう、発達障害支援相談員（発達支援コーディネーター）による、サポート会議（ 1 ）の開催、サポートシート（ 2 ）の活用などの支援の引継ぎを実施している。また、教育委員会では、就学支援シート（ 3 ）等を活用し、初就学時の支援情報の引継ぎを実施している。今後もこうした取り組みを充実していく必要がある。
- ・支援情報がライフステージで途切れることなく引き継がれるよう「スマイルブック」などを活用した支援情報の引継ぎや関係機関のネットワーク作りを推進している。福祉と教育が連携し、就学後も支援情報が引き継がれることが求められている。
- ・義務教育終了以降の高校や就労などの進路先に対する支援情報の引継ぎ、さらにそれ以降の引継ぎなどについての取り組みが遅れている。

【今後の方向性】

- ・幼児期から就学期、青年期への支援情報の引継ぎについて、福祉と教育が連携し、支援情報の引き継ぎ体制の充実を図る。
- ・義務教育終了以降の支援情報の引継ぎについて取り組む。

【主な取り組み】

- ・ライフステージを通して途切れのない支援が行なえるよう、「スマイルブック」等を活用し、支援情報の引継ぎ支援に取り組む。
- ・就学支援シートなどを活用し、就学前機関から小学校への円滑な引継ぎを図る。

- ・義務教育終了以降の支援情報の引継ぎのあり方について検討する。

主な事業展開：個別的継続支援事業の充実、就学支援シート・就学支援ファイルを活用した引継ぎの実施、義務教育終了以降の支援情報の引継ぎについての検討

途切れのない支援体制と支援のコーディネート

【現状と課題】

- ・ 幼児期などから早期に支援に繋がっていても、高校、大学世代になると支援が少なくなるため支援が途切れてしまうケースがあり、支援の仕組みが必要となっている。さらに、中高年のひきこもり等に対する支援のあり方についても検討が必要となっている。これらの検討を通して、ライフステージを通して支援が途切れないう、体制の整備を図る必要がある。
- ・ 発達障害支援相談員（発達支援コーディネーター）は、現在、児童期におけるライフステージ移行時の支援情報の引継ぎや支援のコーディネートを中心に担っている。今後は、若者支援との連携や成人期の支援が進む中、児童期だけでなくライフステージを通じた支援のコーディネートを行う役割が期待されている。

【今後の方向性】

- ・ 幼児期から成人期に至るまで、途切れのない支援体制を構築する。

【主な取り組み】

- ・ 高校・大学世代の発達障害者に対する支援の取り組みを進める。
- ・ 中高年のひきこもり等に対する支援のあり方について検討する。
- ・ ライフステージを通じて支援が途切れることのないよう、支援体制を整備する。
- ・ ライフステージを通して支援のコーディネートを実施する。

主な事業展開：高校・大学世代に対する社会的自立に向けた準備の機会の創出、中高年のひきこもり等に対する支援の検討、個別的次続支援事業の充実

(1) サポート会議

支援情報を共有したり引き継いだりするために、関係機関が集まり開催される会議。

(2) サポートシート

支援情報を共有したり引き継いだりするために、保護者や当事者の了解の上に作成される情報提供書。

(3) 就学支援シート

就学前の機関等から児童の様子や支援方法を小学校に引き継ぎ指導に役立てるため、教育委員会が希望する保護者に配布している情報引継ぎのためのシート。

第 4 章

7. 支援における中核的拠点の機能

発達障害者支援法の制定から10年、区の前計画策定から7年が経過し、近年区民の発達障害に関する支援の意識やニーズは急速に高まっている。

一方、前計画では、本人への直接的支援として療育事業を中心とした支援を行ってきたが、この間の取り組みにより、療育は発達の支援においては有効であるものの、当事者・家族が地域で安心した生活を送るためには、周囲の理解や合理的配慮が行えるよう、日常生活場面に対する更なる働きかけが必要であることが明らかとなってきた。

こうした状況の中、増え続けるニーズや新たな課題への対応を図るため、

近年民間事業者の参入が活発な療育事業について、運営手法に関する検討を行う、障害理解促進や関係機関支援など、地域での合理的配慮の提供に必要な事業について拡充を図る、こととし、区における支援の中核的拠点である「げんき」の機能について、以下のとおり整理する。

(1) 療育

中核的拠点の療育機能として、専門職を配置し、対応が困難なケースや専門的な対応が必要なケースへの対応を行うとともに、運営手法に関する検討を行う。

(2) 障害理解促進

当事者の困難や支援の必要性が地域で正しく理解されること、差別やいじめなどをなくし、合理的な配慮を受けながらその人らしく地域での生活が送れることを目指し、地域社会、相談機関、支援機関等への障害理解の促進に関する取り組みを行う。

(3) 相談・アセスメント及びフィードバック

相談対応にあたっては、ライフステージを通じたあらゆる年齢層の当事者、家族及び関係機関から発達障害に関する全般的な相談に応じるとともに、地域の支援機関と連携し困難ケースへの対応などを行う。発達障害の特性等について専門的なアセスメントを実施するとともに、その結果を日常生活に関わる機関にフィードバックすることにより、地域で安心した生活の実現を目指した支援を行う。

(4) 関係機関支援

発達障害の特性がある当事者が地域で生活する上で関わる関係機関に対し、発達障害理解を促す。

支援対象を拡充し、新たに、保育児童施設や障害児通所支援事業所、高校、大学を含む教育機関などの関係機関に対し、研修や巡回支援な

どにより合理的配慮内容や対応力のスキルアップ、必要な環境調整などについて助言を行う。

発達障害に関わる困難事例などについて、関係機関からの相談に応じるとともに、必要に応じて訪問を行い、必要な助言等を行う。

(5) 保護者支援

保護者、家族同士がそれぞれの想いや情報の交換を行うことで先行きの見通しを持つことができるような機会を設け、保護者の孤立を防ぐ。最大の理解者、支援者として必要な、知識や対応などについて、保護者向け学習会の開催などを行う。

保護者・家族同士が、自助的に活動できるよう、自助グループの結成、運営に対する支援を行う。

(6) 連携の基盤づくり

生活のあらゆる場面に困難が生じる発達障害への支援には、ライフステージを通じた発達障害に関する多様な相談・支援機関の有機的な連携が不可欠である。そのため、「げんき」が中心となり、学習会や事例検討会などの実施を通し、各機関の発達障害に関する課題認識を共有しながら連携の基盤づくりを行う。

第 5 章

8.計画の推進

(1) 支援の連携体制

発達障害の特性がもたらす困難は、生活のあらゆる場面に現れることから、本計画の推進にあたっては、「発達障害の専門支援機関」、「日常生活に関わる機関」、「多様な相談機関」が有機的な連携を行う。

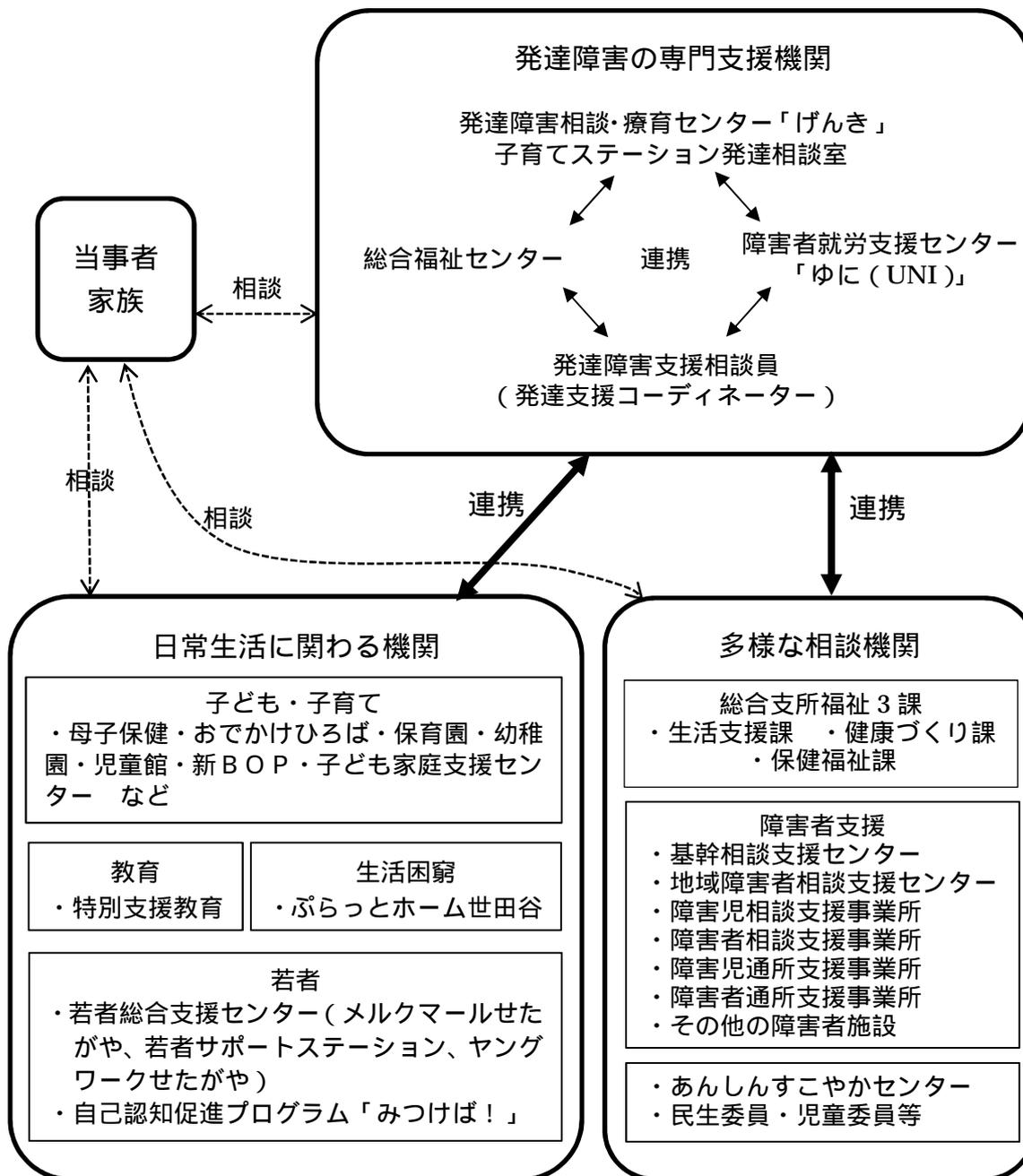
(2) 専門家による助言

計画の推進にあたり、学識経験者や医師、発達障害に関わる専門家などの助言が受けられる仕組みとして、「発達障害支援アドバイザー会議」を設ける。

(3) 進捗状況の確認

本計画に基づく取り組みの進捗について、年度ごとに確認するとともに、必要に応じて取り組みの見直しを行う。

《支援の連携体制図》



資料編

調整中